

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良事業認可
- 土地改良区設立認可
- 医療機関の指定
- 種畜証明書の書換交付
- 農業委員会の設置
- 代表者会議の区域変更
- 解の指定
- 小田地開発整備事業補助金交付規程
- ◇公安告示 速度制限告示の廃止
- 速度制限
- ◇公告 昭和三十年度児童福祉施設保母試験の実施

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中二の十七の次に次のように加える。

(十八) 鳥取県調理士条例第十条に基く

試験手数料

免許手数料

免許証再交付手数料

免許証書換手数料

告示

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

天神野土地改良区

監事 日野 義正 東伯郡関金町大字泰久寺

〃 永田 信実 倉吉市鴨河内

岡成土地改良区

監事 船越 俊吾 西伯郡大高村大字岡成

〃 山福律藏 〃 大字泉

就任した役員の名及び住所

天神野土地改良区

監事 日野 義正 東伯郡関金町大字泰久寺

〃 山根 清 倉吉市越殿町

岡成土地改良区

監事 山福律藏 西伯郡大高村大字泉

川上 宏 〃 大字岡成

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、中野土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、昭和三十年八月三十日認可した。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百二十七号

倉吉市上福田杉本精治外十四人の者から申請のあつた岩井手土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十年八月三十日認可した。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和三十年九月六日

診療科名	名称	住所	氏名	指定年月日
内科、外科、産婦人科	仲田 医院	日野郡根雨町大字根雨七一五	仲田 朗	昭和三十年六月二十二日
耳鼻咽喉科	中尾耳鼻咽喉科医院	米子市富士見町二丁目一八〇	中尾 徳明	七月 十日
内 科	中嶋 医院	西伯郡境港町末広町五三	中嶋 富久	五月 二十日

鳥取県告示第四百二十九号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十年九月六日

種畜証明書番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三〇鳥取二第一四号	恵比寿	中半血種	鳥取県西伯郡大高村 坪井 貞良	鳥取県西伯郡泉村 松岡 巖

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により西伯郡大和村、淀江町及び宇田川村を廃してその区域及び高麗村大字今津の区域をもつて淀江町が設置され、西伯郡所子村及び高麗村を廃し所子村及び高麗村のうち大字今津を除く区域をもつて大山町が設置されたことに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により昭和三十年九月一日次のとおり農業委員会が設置された。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

農業委員会の名称

区

域

淀江町農業委員会 前の大和村、淀江町及び宇田川村の

農業委員会の区域及び高麗村大字今

津の区域

大山町農業委員会 前の所子村農業委員会の区域及び高

麗村農業委員会のうち大字今津を除

く区域

鳥取県告示第四百三十一号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員会等に関する法律に基く代表者会議の区域について）の一部を昭和三十年九月一日次のように改めた。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

区域名及び区域内町村中

「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村、名和町、大山

村、所子村、高麗村、淀江町、宇田

川村、境港町」を

「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村、名和町、大山

村、大山町、淀江町、境港町」に

「西伯郡西部地区 西伯郡のうち賀野村、手間村、西伯

町、岸本町、春日村、日吉津村、県

村、大高村、大和村」を

「西伯郡西部地区 西伯郡のうち会見町、西伯町、岸本

町、春日村、日吉津村、県村、大高

村、」に改める。

鳥取県告示第四百三十二号

鳥取県林業試験場を「鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解」に昭和三十年九月一日指定した。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百三十三号

小田地開発整備事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

小田地開発整備事業補助金交付規程

（総則）

第一条 知事は、小田地開発整備事業に要する経費に対し、この規程により予算の範囲内において補助金を市町村、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等（以下「事業主体」という。）に交付する。
（経費及び補助率）

第二条 前条に規定する経費は、事業主体が農林大臣の定める小田地開発整備要綱により行う事業（以下「事業」という。）に要する経費とし、補助率は当該事業費の十分の三以内とする。

（補助金交付申請手続）

第三条 補助金の交付金の交付を受けようとする事業主体は、交付申請書に次に掲げる書類を添え、正副二部を知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第一号）
- 二 実施設計書（様式第二号）
- 三 收支予算書（様式第三号）
- 四 その他知事が必要と認める書類

（補助金交付申請書等記載事項変更手続）

第四条 事業主体が前条各号に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならぬ。
2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、同項の届出事項について変更

を指示することができる。

(補助金の決算書等)

第五条 補助金の交付を受けた事業主体は、事業成績書(様式第四号及び第五号)及び収支決算書(様式第六号)を正副二部ずつ翌年六月十日までに知事に提出しななければならない。

(検査)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業の実施につき関係吏員をして随時検査させ又は指導上必要な処置をとらせることができる。

(補助金の還付)

第七条 補助金の交付を受けた事業主体が、次の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。
一 この規程に違反したとき又は事業の施行について不正の行為があつたとき。
二 補助金の交付に關し附した条件に違反したとき。
三 事業の施行方法が不適當と認められたとき。

四 事業の停止、廃止等により事業実施の見込みがないと認められるとき。

(補助金交付申請書の經由)

第八条 この規程により事業主体が知事に提出する書類は、それぞれ所轄地方事務所長、耕地事務所長又は山林事務所長を經由しなければならない。

附 則

この規程は、昭和三十年度の補助金から適用する。

様式第一号

○ ○ ○ 関 係 事 業 計 画 書

郡市町村名
事業主体

地区名 (路線名)	特定農 業地 域名	事業種目	事業量 (受益面積)	事業費	事業費用負担区分			事業効果 附 記
					国庫補 助金	県費	○ ○ ○ ○ ○	
	農 道							
	客 土							
		○ ○						
		○ ○						
計								

(注) 1 表題の○○には農地、牧野、林野関係と該当分を記入すること。

2 事業効果欄には農地関係事業については米及び麦の増産量(単位米石)

牧野関係事業については生草増産量(単位貫)

林野関係事業については利用森林面積(単位町)をそれぞれ計上すること。

様式第二号

実施設計書

郡市町村名
事業主体

- 1. 地区名 (路線名)
- 2. 事業名
- 3. 地区の所在
- 4. 現況及び事業計画の概要
- 5. 受益面積
- 6. 事業の開始及び完成予定時期 (月 ~)
- 7. 事業費及び事業量表

種目	事業費	事業量	附記
工事費			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
用地買収費			
補償費			
工事維持費			
合計			

- (注) 1. 附記欄に事業費算出基礎を詳細に記入のこと。
 - 2. 事業量は設計に基づき詳細に記入すること。
8. 資材及び労務表

種別	数	量	設計単価	金額
セメント				
木材				
鉄材				
熟練人夫				
非熟練人夫				

- (注) 1. 設計単価は現場着現価とすること。
 - 2. 熟練人夫とは、特殊人夫及び土工の労働人夫。
9. 事業効果
- (注) 事業完了後の効果につき記入する。(増産効果、利用上の効果、災害防止、失業救済に対する効果等)
10. 添付図面

(注) 1. 全事業量を表示した平面図を使用し、受益面積を薄灰色で表示すること。

2. 図面には、水路の断面定規、通路、頭首工、堰堤等の標準断面図をはりつけすること。

3. 以上の外地理調査所製五万分の一の地図による平面図。

様式第三号

収入の部 収 支 予 算 書

区 分	予 算 額	附 記
国庫補助金		
市町村村費		
受益者負担		
その他		
計		

(注) その他は事業主体の自己資金又は負担金等を記入する。

支出の部

区 分	予 算 額	附 記

(注) 区分欄には各地区、路線名を記入しそれぞれにつき計上すること。

様式第四号

〇 〇 〇 関係事業成績書

郡市町村名
事業主体

地区名 (路線名)	特定農業 地域名	事業種目 農道	実施設計		出 来 高		差引増△減		事業効果	附 記
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		
	積 寒									
	〇	〇	〇	〇						
	〇	〇	〇	〇						
計										

様式第五号

地区別(路線別)事業成績書

郡市町村名
地区名(路線名)
事業主体

1. 事業種目名
 2. 工事施工の方法及び状況
- (注) 請負直営の別及び施工状況を記載する。

3. 出来高調書

種別	実施設計			出来高			附記
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
工事費							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇〇							
用地買収費							
工事雑費							
計							

4. 工事完了後の効果

(注) 事業完了後の効果を具体的に記載すること。

様式第六号

収入の部 収 支 決 算 書

区分	予算額	決算額	差引増△減	附記
国庫補助金				
市町村村費				
受益者負担				
その他の				
計				

(注) その他は事業主体の自己資金負担金等を記入する。

支出の部

区分	予算額	決算額	差引増△減	附記

(注) 区分欄には各地区、路線名を記入しそれぞれにつき計上すること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

次に掲げる鳥取県公安委員会告示を廃止する。

昭和三十年九月六日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

- 昭和二十七年十二月鳥取県公安委員会告示第五号
- 昭和二十七年十二月鳥取県公安委員会告示第七号
- 昭和二十八年 四月鳥取県公安委員会告示第二号
- 昭和二十八年 六月鳥取県公安委員会告示第三号
- 昭和二十八年 十月鳥取県公安委員会告示第六号
- 昭和二十八年十一月鳥取県公安委員会告示第八号
- 昭和二十九年 五月鳥取県公安委員会告示第一号
- 昭和二十九年 六月鳥取県公安委員会告示第四号
- 昭和二十九年十一月鳥取県公安委員会告示第六号
- 昭和二十九年十一月鳥取県公安委員会告示第七号

鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三百十号)第十条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十年九月六日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

制限の場所	区間	制限速度(毎時)
一級国道九号線岩美郡岩美町大字岩井六三一番地地先から同地内三二〇番地地先までの間	三〇〇メートル	二〇キロメートル
県道鳥取城崎線岩美郡岩美町大字浦富二六四六番地地先から同地内一四三一番地地先までの間	三〇〇"	二〇"
県道網代鳥取線岩美郡岩美町大字岩本一二二二番地地先から同町大字網代一〇四番地地先までの間	三〇〇"	二〇"
県道鳥取城崎線岩美郡岩美町大字大谷三五二番地地先から同地内八二〇番地地先までの間	一、〇〇〇"	二〇"
県道津生鳥取線岩美郡大成村大字新井二六六番地地先から同村大字中河原八五番地地先までの間	二〇〇"	二〇"
一級国道二十九号線鳥取市雲山四〇番地地先から同地内三五七番地地先までの間	八〇〇"	三〇"
一級国道二十九号線岩美郡津ノ井村大字桂木二九三番地地先から同村大字海蔵寺六九番地地先までの間	四五〇"	二五"
一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一九四番地地先から同市今町一丁目六番地地先までの間	二、五〇〇"	二〇"
一級国道九号線鳥取市湯所町二四三番地地先から同市田島五九番地地先までの間	七〇"	一五"
一級国道九号線鳥取市伏野一五四番地地先から同地内二二五八番地一地先までの間	二七〇"	二〇"

二級国道岡山鳥取線鳥取市叶茶屋外河原四九四ノ一	番地地先から同市叶茶屋三	六五〇	三〇
四二番地地先までの間			
県道鳥取広島線鳥取市徳尾一七六番地地先から同地内三三九番地地先までの間		三〇〇	二〇
市道湖山中央線鳥取市湖山町一四五四番地地先から同地内一八〇番地地先までの間		一七〇	二〇
県道若桜用瀬線八頭郡郡家町大字久能寺六七二ノ一	番地地先から同地内三三五	二〇〇	二〇
ノ一番地地先までの間			
県道若桜用瀬線八頭郡郡家町大字米岡五九六ノ七	番地地先から同地内五七九番	三〇〇	二〇
地地先までの間			
二級国道岡山鳥取線八頭郡河原町大字釜口一三一八	番地地先から同地内五九九	五〇〇	二〇
番地地先までの間			
一級国道二十九号線八頭郡若桜町大字若桜一二四四ノ七	番地地先から同地内八	一、二〇〇	二〇
九ノ六番地地先までの間			
一級国道二十九号線八頭郡郡家町大字郡家三二五ノ一	番地地先から同地内四八	一一五	二〇
八ノ六番地地先までの間			
二級国道岡山鳥取線八頭郡河原町大字河原七五ノ一	番地地先から同町大字渡一	六七八	三〇
〇三八番地地先までの間			
一級国道二十九号線八頭郡郡家町大字宮谷二六九	番地地先から同町大字郡家三	六三〇	二五
二四番地地先までの間			
二級国道岡山鳥取線八頭郡智頭町大字智頭一五ノ一	番地地先から同地内八五六	九〇〇	二五
番地地先までの間			
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字安岐一〇四	三番地地先から同地内一〇一七	二五〇	二〇
ノ一番地地先までの間			
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字用瀬五六三	番地地先から同地内三三四番	二〇〇	二〇
地地先までの間			
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字鷹狩五〇六ノ三	番地地先から同郡河原町	二〇〇	二〇
大字釜口字狼岩一番地地先までの間			

県道智頭大原線八頭郡智頭大字福原七番地地先から同町大字中原一一三番地地	先までの間	四〇〇	二五
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字川中一八九番地地先から同地内一三八番	地地先までの間	三五〇	二五
一級国道九号線高郡気高町大字勝見字永枝六六一番地地先から同町大字浜村	字猫石二三五番地地先までの間	七五七	二〇
一級国道九号線高郡気高町大字宝木七九一番地地先から同地内七九三番地地	先までの間	四〇〇	二〇
一級国道九号線高郡青谷町大字井手五六〇ノ三	番地地先から同町大字青谷三	一、二九〇	二〇
四五四番地地先までの間			
県道鹿野倉吉線倉吉市駄経寺七六ノ三	番地地先から同市河原町一二八〇番地地	二、五〇〇	二〇
先までの間			
県道倉吉停車場線倉吉市明治町一〇三三ノ一	番地地先から同市東仲町二六〇三	二六三	二〇
番地地先までの間			
県道津山倉吉線倉吉市宮川町二六ノ一	番地地先から同市住吉町二八ノ三	二三四	二〇
先までの間			
県道倉吉由良線倉吉市福吉町一三四六番地地先から同地内一四〇四番地地先ま	での間	四〇〇	二〇
県道倉吉高城線倉吉市横田一一七番地地先から同地内四九七番地地先までの間		五〇〇	二〇
県道長瀬倉吉線倉吉市山根六八一番地地先から同市海田一〇六番地地先までの	間	一、一六〇	二〇
県道長瀬倉吉線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一番地地先までの間		四三〇	二五
県道鳥取倉吉線倉吉市上井三二〇ノ一	六番地地内から同地内八五ノ一	三四〇	二〇
番地地先までの間			
一級国道九号線東伯郡北条町大字下神一八四	番地地先から同町大字弓原一六一	七〇〇	二〇
番地地先までの間			
一級国道九号線東伯郡北条町大字江北字駄経寺七八六ノ一	番地地先から同町大	五〇〇	二〇
字江北字上前七一ノ五	番地地先までの間		
一級国道九号線東伯郡羽合町大字田後八六〇ノ二	番地地先から同地内七一一ノ	三五四	二五
一番地地先までの間			

七番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡羽合町大字長瀬七二一番地地先から同町大字久留一七二番地地先までの間	一、四〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡羽合町大字野一六二番地地先から同町大字宇野宇石六〇〇〃番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡羽合町大字野一六二番地地先から同町大字宇野宇石六〇〇〃番地地先までの間	一、一〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡羽合町大字園三三三番地地先から同町大字泊一六〇番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡羽合町大字園三三三番地地先から同町大字泊一六〇番地地先までの間	一、三〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡郷田大字藤津字一里塚二五八番地地先から同町大字方地字二清水一〇五七番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡郷田大字藤津字一里塚二五八番地地先から同町大字方地字二清水一〇五七番地地先までの間	三〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡郷田大字中興寺四三三番地地先から同町大字松崎五八一ノ六番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡郷田大字中興寺四三三番地地先から同町大字松崎五八一ノ六番地地先までの間	一、三〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡三朝町大字三朝九七三ノ一番地地先から同地内三〇二ノ一番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡三朝町大字三朝九七三ノ一番地地先から同地内三〇二ノ一番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡三朝町大字園三三三番地地先から同地内一三二九番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡三朝町大字園三三三番地地先から同地内一三二九番地地先までの間	二二〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡三朝町大字園三三三番地地先から同地内一三二九番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡三朝町大字園三三三番地地先から同地内一三二九番地地先までの間	二〇〇〃	二五〃
一級国道九号線東伯郡由良町大字由良宿四一七九ノ一番地地先から同地内一七一ノ三番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡由良町大字由良宿四一七九ノ一番地地先から同地内一七一ノ三番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡赤碕町大字赤碕松ヶ谷六一ノ四番地地先から同町大字赤碕一一番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡赤碕町大字赤碕松ヶ谷六一ノ四番地地先から同町大字赤碕一一番地地先までの間	一、〇〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡赤碕町大字赤碕松ヶ谷六一ノ四番地地先から同町大字赤碕一一番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡赤碕町大字赤碕松ヶ谷六一ノ四番地地先から同町大字赤碕一一番地地先までの間	一、三〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡東伯町大字保一五番地地先から同町大字浦安二七三番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡東伯町大字保一五番地地先から同町大字浦安二七三番地地先までの間	三〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡東伯町大字保一五番地地先から同町大字浦安二七三番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡東伯町大字保一五番地地先から同町大字浦安二七三番地地先までの間	二〇〇〃	二〇〃
合併番地地先までの間	合併番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
八橋勝山線東伯郡東伯町大字浦安四三四ノ一番地地先から同地内一六九番地地先までの間	八橋勝山線東伯郡東伯町大字浦安四三四ノ一番地地先から同地内一六九番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃

一級国道九号線東伯郡東伯町大字逢東一五番地地先から同地内一〇七五番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡東伯町大字逢東一五番地地先から同地内一〇七五番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線東伯郡由良町大字妻波七〇三番地地先から同町大字大谷一五三二番地地先までの間	一級国道九号線東伯郡由良町大字妻波七〇三番地地先から同町大字大谷一五三二番地地先までの間	五〇〇〃	二五〃
一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間	四〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間	二〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡大崎一四二番地地先から同地内六四一番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡大崎一四二番地地先から同地内六四一番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡夜見町二二六五番地地先から同地内二一三九番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡夜見町二二六五番地地先から同地内二一三九番地地先までの間	四四〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡角盤町四丁目九〇番地地先から同市耕町二丁目一四番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡角盤町四丁目九〇番地地先から同市耕町二丁目一四番地地先までの間	一、〇〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡角盤町一丁目二九番地地先から同市東倉吉町三〇番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡角盤町一丁目二九番地地先から同市東倉吉町三〇番地地先までの間	五〇〇〃	一五〃
一級国道九号線西伯郡中町一二三番地地先から同市加茂町二丁目五一番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡中町一二三番地地先から同市加茂町二丁目五一番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡中町一二三番地地先から同市加茂町二丁目五一番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡中町一二三番地地先から同市加茂町二丁目五一番地地先までの間	五〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡江町大字佐陀八〇番地地先から同町大字長谷川七七七番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡江町大字佐陀八〇番地地先から同町大字長谷川七七七番地地先までの間	五〇〇〃	二五〃
一級国道九号線西伯郡尾六区一四三〇番地地先から同地内五区九二七ノ一番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡尾六区一四三〇番地地先から同地内五区九二七ノ一番地地先までの間	五〇〇〃	二五〃
一級国道九号線西伯郡江町大字小波九一五ノ二番地地先から同町大字中間五五八ノ一番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡江町大字小波九一五ノ二番地地先から同町大字中間五五八ノ一番地地先までの間	四〇〇〃	二五〃
一級国道九号線西伯郡江町大字小波九一五ノ二番地地先から同町大字中間五五八ノ一番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡江町大字小波九一五ノ二番地地先から同町大字中間五五八ノ一番地地先までの間	二〇〇〃	二五〃
一級国道九号線西伯郡八幡七一二番地地先から同市五千石七〇八番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡八幡七一二番地地先から同市五千石七〇八番地地先までの間	八〇〇〃	二〇〃
一級国道九号線西伯郡八幡七一二番地地先から同市五千石七〇八番地地先までの間	一級国道九号線西伯郡八幡七一二番地地先から同市五千石七〇八番地地先までの間	八〇〇〃	二〇〃

県道渡境停車場線西伯郡境港町外江町一六八四番地地先から同地内三四一四番地地先までの間	八〇〇〃	二〇〃
町道五号線西伯郡境港町東本町一〇三番地地先から同町朝日町五番地地先までの間	二〇〇〃	二五〃
町道本通線西伯郡境港町相生町二三番地地先から同町朝日町五九番地地先までの間	四〇〇〃	二五〃
県道渡境停車場線西伯郡境港町渡町二三四〇番地地先から同地内六五番地地先までの間	二〇〇〃	二〇〃
県道渡大篠津線西伯郡境港町渡町二〇五七番地地先から同地内二二一五番地地先までの間	一五〇〃	二〇〃
二級国道岡山松江線日野郡溝口町大字溝口七五〇番地地先から同地内四五二ノ四番地地先までの間	八〇〇〃	二〇〃
二級国道岡山松江線日野郡江府町大字江尾一七番地地先から同町大字江尾一七三九番地地先までの間	八〇〇〃	二〇〃
二級国道岡山松江線西伯郡岸本町大字岸本三〇四番地地先から同地内三六三番地地先までの間	一〇〇〃	二五〃
二級国道岡山松江線及び二級国道広島米子線根雨町大字根雨一四一番地地先から同地内七一ノ一番地地先までの間	一、〇〇〇〃	二五〃
二級国道広島米子線及び県道石見生山停車場線日野郡伯南町大字生山四九八番地地先から同地内一五六番地地先までの間	五〇〇〃	二五〃
二級国道広島米子線日野郡黒坂町大字黒坂一二九二番地地先から同地内一八六六番地地先までの間	一、〇〇〇〃	二五〃
二級国道広島米子線日野郡根雨町大字本郷四八四ノ二番地地先から同地内五六〇番地地先までの間	一〇〇〃	二〇〃

公 告

昭和三十年度児童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和三十年九月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 受験資格

- 1 学校教育法による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。
- 2 満十八才に達した後、児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者。
- 3 前各号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者。

〔注〕

(イ) 1にいう学校教育法による高等学校には、旧中

等学校令による中等学校を含む。

(ロ) 2にいう児童福祉施設とは、児童福祉法第三十五条第二項の認可を受けた施設であること。

(ハ) 3にいう厚生大臣の資格認定とは、厚生大臣より受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

二 試験科目

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学及び精神衛生
- 4 保健衛生学及び生理学
- 5 看護学及び実習
- 6 栄養学及び実習
- 7 保育理論
- 8 保育実習

三 日程

1 受験願書受付期間
自昭和三十年九月十日から

昭和三十年九月二十三日まで（当日の消印あるものは有効）

- 2 試験期日
昭和三十年十月十二日、十三日（二日間）
- 3 試験地
鳥取市、倉吉市、米子市

四 出願手続

受験希望者は、次の書類等を願書受付期間中に鳥取県民生部婦人児童課に提出すること。

- 1 受験願書（様式一）
- 2 履歴書（様式二）
- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格の各号の一に該当することを証する書面
- 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した名刺版、上半身脱帽単身のもの、裏面に写した年月及び氏名を自署のこと。）
- 6 受験手数料（五百円）
- 7 返信用の封筒（住所氏名記入、十円切手をはりつ

「注意」
けること。）

- (イ) 受験手数料は「鳥取県収入証紙」（最寄の山陰合同銀行本支店又は、鳥取県収入証紙売捌所より購入のこと。）を受験願書にはりつけ、消印はしないこと。
- (ロ) 既納の手数料はいかなる理由があつても還付しないこと。

(ハ) 4にいう受験資格を証する書類とは、学校卒業証明書或は施設勤務証明書をいい特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便ならしめるため当該学校の校格を証する書面を添付すること。

(例) 校 格 証 明 書

本校の〇〇年度卒業生（ ）は旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証有する。

年 月 日

(ニ) 願書を郵送する場合は封筒に「保母試験願書在中」と朱書きし、書留とすること。

五 その他

- 1 厚生大臣の指定する学校又は施設において指定科目を専修した者、又は二の試験科目のうち、昭和二十八年度及び二十九年度保母試験において一部合格したもので、当該科目の受験免除を希望する者は、四の出願書類に受験科目免除願（様式三）を併せて提出すること。
- 2 現に六箇月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者は、免除願（様式四）を併せて提出すること。（施設長の勤務証明書を付すこと。）
- 3 宿泊希望者は返信用葉書を同封、願書と共に申込のこと。（宿泊月日を記載のこと）

学 校 名
校 長 氏 名 ㊟

様 式 一

受 験 願 書

私はこの度鳥取県において施行される保母試験を受けたいので所定の書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

県収入証紙をはりつけること

希望試験地
本籍地
現住所

ふりがな
氏 名 ㊟
生 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

様 式 二

履 歴 書

本籍地
現住所

世帯主氏名続柄

本人氏ふりがな 年 月 日生 名

学歴（小学校卒業時より記載のこと。）

一年 月 日

一年 月 日

職歴

一年 月 日

一年 月 日

右のとおり相違ありません。

年 月 日 右 氏 名 ㊟

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙（証書写）のとおり一部試験科目に合格しておりますが、試験科目を厚生大臣の指定する学校（保母養成施設）で専修しておりますので左記の科目について受験を免除くださるようお願いいたします。

願います。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿 氏 名 ㊟

記

一 何々

一 何々

「注」 他府県よりの証書の写には必ずその府県庁主務課の証明を附すこと。

様式四

保母試験受験科目免除願

私は別紙のとおり現に児童福祉施設において六箇月以上の保護に従事しておりますので、受験科目中「保育実習」を免除して下さるようお願いいたします。

年 月 日 氏 名 殿 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

「注」 勤務証明書には必ず勤務期間及び職名を記載のこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取